

# 火山災害対策編

# 第1章

## 災害予防対策

# 第1章 災害予防対策

## 第1節 市民等の防災活動の促進

火山災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民、職員等に対する適切な防災意識の高揚に努める。また、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

### 第1 本市に関する活火山の概要

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義されている。現在、日本には111の活火山が分布しているが、そのうち本市に関する活火山としては、那須岳と高原山が挙げられる。

また、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、那須岳を含む47火山が選定され、さらに平成26年11月に3火山が追加された。これらの50火山については、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

那須岳・高原山の概要は、総論第3節第2のとおりである。

### 第2 噴火の種類

噴火には、次の2種類の様態がある。

#### ア 水蒸気噴火

熱せられた地下水が水蒸気となって爆発するもの。重大な影響は、火口の近くに限られ、噴石は火口から2.5kmまで達すると予想される。しかし、降灰は少量ながら広範囲となる。那須岳の場合は、約100年に1回程度の割合で起こるとされている。

#### イ マグマ噴火

地下のマグマそのものが直接地表に噴出する本格的なもの。降灰は水蒸気爆発より広範囲にわたり、噴石は火口から4kmまで、火砕流は山麓にまで達すると予想される。那須岳の場合は、数千年に1回程度の割合で起こるとされている。

### 第3 防災意識の高揚

#### 1 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、活火山の周辺に住む当市市民はその自覚を持ち、平常時から火山災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には的確に行動することが重要である。

また、噴火等発生時には、市民等の避難生活等が長期に及ぶことが予想されることから、市（総務部・各支所）は、市民に対し、近隣の避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう自主防災思想の普及、徹底を図る。

#### 2 防災知識の普及、訓練

##### (1) 市民、登山者、観光客等に対する防災知識及び火山に関する知識の普及啓発推進

市（総務部・各支所）は、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、火山災害の危険性を

周知するとともに、その危険性だけではなく恩恵をもたらすことも理解しながら、火山災害を適切におそれ、備えるための正しい知識と技術を身につけられるよう、観光施設、関係事業者と連携して防災知識及び火山に関する知識の普及啓発を推進する。

ア 普及啓発活動

㊦ 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施
- ・電話帳（N T Tハローページ）における避難場所等の周知
- ・インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示

㊧ 那須岳防災マップ等による普及啓発活動

市（総務部・産業観光部）は、平成21年3月に運用開始された気象庁による那須岳噴火警戒レベルを反映して、那須岳火山防災協議会が作成した「那須岳防災マップ」及び「那須岳火山防災ハンドブック」を防災関係機関と連携して市民、登山者及び観光客等に広く配布し、火山災害対策に関する知識の普及啓発に努める。

㊨ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及に当たって、市（総務部）は、インターネット等 I C T技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て効果的な啓発を実施するよう努める。

イ 普及啓発すべき防災知識・技術及び火山に関する知識

- ・火山の成り立ちや歴史、文化
- ・那須岳、高原山の活動状況
- ・火山災害発生時の行動や避難生活に関する心得
- ・避難経路、避難場所、避難手段
- ・火山災害に関する知識（火山活動による直接的災害、二次的災害及び噴火等発生の前兆現象）
- ・応急救護方法
- ・家庭での予防、安全対策（家族防災会議の開催、非常用品等の準備、点検等）
- ・気象庁が発表する火山現象に関する予報及び警報の種類
- ・なだれ、土石流等危険箇所
- ・避難行動要支援者に対する配慮
- ・消防団、自主防災組織及びボランティアの役割、重要性

ウ 啓発強化期間

特に次の期間においては、各種講習会、イベント等を開催し、二次的災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）

(2) 児童・生徒に対する防災教育

市（教育委員会事務局教育部）は、児童・生徒等に対し、学校教育を通じて、風水害、地震に加えて、火山災害に対する教育の充実を図る。

また、火山災害が発生した場合は、多くの市民等が長期の避難を余儀なくされることが予想され

ることから、ボランティア活動を通して他人を思いやる心や社会に奉仕する精神を培う教育を推進することにより、避難生活における地域住民同士の助け合いの心を養う。

(3) 職員に対する防災意識啓発

市（総務部）は、火山災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員に対する防災教育の実施により個々の防災力の向上を図る。

(4) 防災訓練の実施、指導

市（総務部・建設部）は、防災週間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に火山災害に係る実動訓練、図上訓練、通信訓練等の訓練を実施するよう努める。また、市民に対し、地域、職場、学校等におけるきめ細やかな防災訓練を定期的に実施するよう指導して、市民の火山災害発生時の避難行動等の習熟を図るとともに、登山者への啓発を行う。

(5) 防災知識の普及啓発、防災訓練における避難行動要支援者への配慮

市（総務部・保健福祉部・企画部・各支所）は、防災知識の普及啓発、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、要介護者、乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、自主防災組織等地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 第4 地域防災活動の充実・ボランティア連携強化

### 1 自主防災組織の育成強化

那須岳噴火警戒レベルにおける噴火警報（レベル5）又は高原山噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、危険地域に居住する住民全てが早期に安全な場所に避難する必要がある際には、地域住民が組織的に連携しての避難の実施及び避難の誘導や避難行動要支援者に対する対応等を実施することが効果的であることから、市（総務部）は、地域の初動災害対策を担う自主防災組織を、風水害等対策編第1章第2節第2に準じて育成、強化するとともに、活動の活性化促進を図る。

### 2 消防団の育成強化

消防団は、火山災害発生時においては救出救助・避難誘導等を実施し、平常時においては、地域に密着したきめ細かい予防活動や防災知識普及啓発活動等を実施するなどして、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている。

市（総務部・各支所）は、こうした重要性に鑑み、消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図ることで、地域の防災力の向上、市民の安全確保を図る。

### 3 防災ボランティア活動の環境整備

火山災害時においては、市民の避難生活が長期間に及ぶことが予想されることから、市社会福祉協議会は、風水害等対策編第1章第2節第5のとおり、被災者に対してきめ細やかな支援を期待できるボランティアの育成及び環境整備を促進するとともに、ボランティア団体との連携を図る。

### 4 企業、事業所等の自主防災体制の充実、強化

火山災害発生時における企業、事業所等の体制の充実、強化については、風水害等対策編第1章第2節第1に準じて実施する。

## 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向

上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、市地域防災計画に当該計画を位置付けるものとする。

## 第6 企業防災の促進

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表及び当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

市（総務部）は、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

## 第2節 火山災害に強いまちづくり

活火山である那須岳・高原山の活動は現在のところ静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、市民の生命・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

### 第1 砂防・治山事業の推進に関する県への要請

市（産業観光部・建設部）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、治山ダム、砂防堰堤、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進することについて、火山対策上必要と認める場合は、県（環境森林部・県土整備部）に対しこれを要請する。

### 第2 火山観測体制

市（総務部）は、国（気象庁）、県（県土整備部）、関係研究機関等が行っている那須岳及び高原山についての火山観測の情報を入手し、火山災害の予防に役立てる。

#### 1 気象庁及び関係研究機関等の観測体制

気象庁及び関係研究機関等が行っている那須岳、高原山についての火山観測体制は、次のとおりである。

##### (1) 火山観測の種類

観測の種類		那須岳	高原山
常時観測	火山性震動観測	・地震計による観測	常時観測は行っていない
	表面現象の観測	・監視カメラによる観測 ・空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測	
	地殻変動観測	・GNS Sにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・傾斜計により傾斜変化等の地殻変動を観測	
機動観測	調査観測	・山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測など観測体制を強化して行う観測 ・現地において実施する火山の熱の観測、地磁気観測、ガス放出量の観測、火山体の変形観測など	火山の状態を把握するために行う観測
	緊急観測	火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測	同左

(2) 観測システム概要図（那須岳）



2 県の観測体制

県（県土整備部）は、那須岳火山噴火警戒避難対策整備事業の中で、那須岳火山噴火監視システムを整備し、地域住民、登山者等の警戒避難体制の支援を図るため、静穏期の観測機器を設置している。このシステムにおいて雨量計と監視カメラで観測された情報は、インターネットでリアルタイムに配信されている。

〈機器構成〉

- ・大田原土木監視局
- ・監視カメラ
- ・水位計、雨量計、積雪計、風向風速計
- ・情報伝達装置（インターネット等）

第3 交通、通信機能の整備

1 交通機能の整備

市（建設部）は、噴石、火砕流等の火山災害及び火山活動に伴う土砂災害等の二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、県が指定する緊急輸送道路（風水害等対策編第2章第10節第5参照）の適切性を随時検討し、必要に応じて県（県土整備部）に対して緊急輸送道路の指定替え若しくは代替路線の整備等について要請する。

2 通信機能の整備

市（総務部）は、火山災害に関する情報を、市民、登山者及び観光客等に迅速に伝達する機能として、広報車、警鐘、サイレン等を整備し、併せて自主防災組織等との連携を図る。



## 第4 施設の整備

### 1 重要な施設の安全化

#### (1) 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

市（各部等）は、災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、風水害等対策編第1章第17節第3に準じ、設備等の適切な整備を推進する。

ア 防災拠点（市庁舎）

イ 医療救護活動の施設（保健センター等）

ウ 応急対策活動の拠点（消防署等）

エ 避難場所、物資集積所等になる建物（学校、体育館、公民館、文化施設等）

オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設）

カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

キ 砂防施設

#### (2) ライフライン施設等の安全化

市（上下水道部・生活環境部）は、上下水道等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

### 2 退避施設の整備

市（総務部）は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域においては、一時的な避難場所となる施設等の整備に努める。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

火山災害に備えた関係機関の連携、火山活動観測、情報伝達体制を整備するとともに、避難誘導、避難場所の指定、実践的な訓練の実施等の対策を実施する。また、地域住民のほか、観光客や登山客等の安全を確保するための対策を実施する。

#### 第1 本市の火山災害警戒地域

「常時観測火山」のうち、周辺に住民や観光客、登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲に係る都道府県及び市町村を、特に警戒避難体制を整備すべき地域（火山災害警戒地域）として、活動火山対策特別措置法（以下、本節において「法」という。）に基づき内閣総理大臣が指定している。

本市の常時観測火山に係る火山災害警戒地域は表のとおりである。

本市の常時観測火山	火山災害警戒地域	
	県	市町村
那須岳	栃木県 福島県	那須塩原市・那須町 下郷村・西郷村

#### 第2 火山防災協議会の設置

火山災害は、総論第3節第4のとおり噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行うておくことが重要である。

このため、火山災害警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 「火山防災マップ」に関する事項
- (6) 県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (8) 住民や観光客、登山者等に対する情報提供に関する事項
- (9) 火山防災意識の普及活動に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

なお、那須岳においては、火山防災協議会が設置されている。

〈資料編4-1 那須岳火山防災協議会設置運営要綱〉

#### 第3 火山防災マップ等の整備

火山防災協議会において、活火山が噴火した場合に想定される危険地域（溶岩流や火砕流、土石流、火山灰、噴石など事象毎に記載）を明示し、また、その場合の効果的な避難等応急対策や、住民等への情報提供等に資する火山防災マップ等の作成を行う。

市（総務部）は、県（県民生活部）と連携し、地域住民のみならず、観光客、登山者、別荘利用者

の安全確保を図るため、積極的な広報活動等により、那須岳火山防災マップ及びハンドブックの周知に努める。

また、より効果的な火山防災マップにするため、関係機関連携の下、不足する情報の追記や想定の見直し等必要な改善に努める。

〈資料編 4－3 那須岳火山防災マップ〉

第4 火山現象に関する予報及び警報の発表

1 気象庁の発表する火山現象に関する情報

気象庁の発表する火山現象に関する情報の種類と内容は、次のとおりである。

火山情報	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説したもの	火山活動の状況に応じて適時発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説したもの	毎月上旬又は必要に応じて発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせるもの	随時発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報をお知らせするもの	随時発表

2 気象庁の発表する噴火警報・予報

気象庁の発表する噴火警報・予報の種類と内容は、次のとおりである。

(1) 那須岳（噴火警戒レベル運用火山）

名称 〈略称〉	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報 (居住地域) 〈噴火警報〉	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
噴火警報 (火口周辺) 〈火口周辺警報〉	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活状況に応じて避難行動要支援者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
	火口から少	2	火口周辺に影響を及ぼす（この	住民は通常的生活

	し離れたところまでの火口周辺	(火口周辺規制)	範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には、生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

(2) 高原山（噴火警戒レベルを運用していない火山）

名称 <略称>	対象範囲	警報事項等 (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
噴火警報 (居住地域) <噴火警報>	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒(居住地域嚴重警戒)	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
噴火警報 (火口周辺) <火口周辺警報>	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活状況に応じて避難行動要支援者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口から少し離れたところまでの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常的生活火口周辺への立入規制等
噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

(3) 降灰予報

降灰予報の種類	内容
降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に発表。</li> <li>・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。</li> <li>・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や</li> </ul>

	小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。</li> <li>・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</li> <li>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> <li>・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul>
降灰予報（詳細）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。</li> <li>・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</li> <li>・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</li> <li>・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から6時間先までに（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。</li> </ul>

### 3 関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

噴火警報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、市（総務部）は、県（県民生活部・県土整備部）、関係市町村及び防災関係機関と連携して、活火山毎にそれぞれの機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、関係機関は連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達体制の整備に努める。

〈資料編4-2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

### 4 住民や観光客、登山者等への情報伝達体制

市（総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、気象庁の発表する噴火警報や避難の勧告・指示等を速やかにかつ確実に伝達するため、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール、みるメール等多様な情報伝達手段の整備に努める。

### 5 地域住民等からの通報体制の確立

市（総務部）は、地域住民や観光客、登山者等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく市役所、警察署、消防署又は宇都宮地方气象台に通報するよう周知に努める。

## 第5 警戒体制、避難計画等の整備及び住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

### 1 県における警戒避難体制等の整備

法第5条に基づき栃木県防災会議では、次の事項について県地域防災計画に定める。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項
- (2) 市町地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項
- (3) 避難・救助に係る広域調整に関する事項

(4) その他必要な警戒避難体制に関する事項

## 2 市における警戒避難体制、避難計画の整備

法第6条に基づき市防災会議では、次の事項について市地域防災計画に定める。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、上記(1)～(7)の事項のほか、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に定めるものとする。

〈資料編4-4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉

## 3 住民や観光客、登山者等に対する周知・啓発

- (1) 市（総務部）及び県（県民生活部）は、住民や観光客、登山者等に対し、当該警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について周知・啓発を行う。
- (2) 市（総務部）は、火山災害の危険性や防災上の必要な対応について周知・啓発を図るため、市防災計画に基づき、住民や観光客、登山者等に必要な防災情報を記載した火山防災マップを住民等に配布する。具体的には、紙による配布のほか、登山道や登山口周辺の集客施設への備え付けによる登山者・観光客への配布、インターネットによる公表などにより行うものとする。

## 4 登山届等の提出の周知啓発

- (1) 市（総務部）及び県は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関と連携し、火山への登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出について周知・啓発を図るとともに、携帯電話による災害情報に関する登録制防災メールについて周知・啓発に努める。
- (2) 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出、ヘルメットなど必要に応じた装備品の携行等に努めるものとする。

## 第6 避難体制の整備

### 1 避難所等の指定

市（総務部）は、風水害等対策編第1章第13節第1に準じて指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うこととする。ただし、火山災害は、水蒸気噴火、マグマ噴火等各事象により危険区域が異なることを考慮し、火山防災協議会等における共同検討を通じて、それぞれの事象に応じた施設又は場所を選定するよう努める。

また、避難に要する時間の短縮を図るため、避難路の指定について検討するものとする。

### 2 避難所等の整備

市（各部等）は、風水害等対策編第1章第13節第1に準じて、避難所として指定した施設の整備に努める。

### 3 地域住民への周知徹底

市（総務部）は、風水害等対策編第1章第13節第2に準じて指定緊急避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、指定緊急避難場所への持出品等避難に必要な知識の周知徹底に努めることとするが、特に以下の点に留意して周知を行うものとする。

- ・指定緊急避難場所の中には、他の災害時においては安全であっても火山災害においては危険地域に含まれるため使用できない場所があること
- ・一度噴火が起こると、即座に生命や身体に危害が及ぶ可能性が高いことから、他の災害に比べて早期に避難する必要があること
- ・他の災害に比べて避難生活が長期に及ぶ可能性があること
- ・警戒区域が長期間設定される可能性があり、区域内に自宅等がある場合は戻ることができなくなること等

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

### 4 避難実施・誘導體制の整備

火山災害発生時の避難の実施や誘導體制の整備については、風水害等対策編第1章第13節第3に準じて実施することとするが、被害が予想される地区の全住民が早期に避難する必要があることを考慮し、避難時の行動において支援を必要とする避難行動要支援者に対しての対策の強化を図る。

このため、市（総務部）は、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

### 5 避難場所管理・運営体制の整備

火山災害発生時の避難所の管理、運営体制の整備については、風水害等対策編第1章第13節第4に準じて実施することとするが、避難が長期間に及ぶことを考慮し、長期間適切な避難所運営を継続できる体制の整備に努める。

## 第7 登山者・観光客・別荘利用者保護対策

### 1 登山規制・立入規制事前対策

登山道等の施設を管理する市（産業観光部）、国（環境省）、県（環境森林部）、関係市町村その他関係機関は、那須岳火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について火山防災協議会等で関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

### 2 観光客・登山者・別荘利用者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また、噴火に対する予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘利用者の安全確保を図るため、市（総務部）は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設等不特定多数の者が利用する施設に火山防災マップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

### 3 別荘地区における対策

市（総務部）は、別荘利用者に対する安全確保を図るため、火山防災マップや避難場所・避難経路等の避難に必要な事項を記載したパンフレットなどを戸別配布するよう努めるとともに、防災情報の発表や避難勧告・指示等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達ができる体制の整備に努める。

また、別荘が被災した場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の確保に努める。

## 第8 火山防災訓練の実施

### 1 火山防災訓練の実施

市（総務部）、関係市町村及び県（県民生活部・その他各部局）は、消防機関、県警察、自衛隊やライフライン関係機関と協力し、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等の伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報が発表された場合、観光客、登山者等も含め、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

さらに、周辺他自治体とも密接に連携をとりながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

市（総務部）は、訓練を行うに当たっては、火山防災マップ等を活用し、水蒸気噴火、マグマ噴火、火山活動に起因する土砂災害等各事象を想定して実施するとともに、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求める内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ計画、体制、火山防災マップ等の改善を行うよう努める。



# 第2章

## 災害応急対策

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 活動体制の確立

火山災害による被害を軽減するため、迅速な火山災害直前対策を実施する。災害発生後は職員の参集、災害対策本部の設置等必要な体制を確立する。

#### 第1 市の活動体制

火山災害に応じた市の職員の体制区分、配備基準は原則として別に定める那須塩原市災害応急対策計画初動体制（以下この章において「初動体制」と記載する。）のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

#### 第2 災害警戒本部等の設置

##### 1 災害警戒本部等の設置、解散の時期等

市は、次の設置基準に該当するとき、初動体制のとおり災害警戒本部を設置する。災害警戒本部の責任者（以下「警戒本部長」という。）は総務部長とする。また、高原山における火山周辺警報（高原山入山危険）が発表されたときは災害警戒塩原現地本部を設置する。災害警戒塩原現地本部の責任者は塩原支所長とする。

なお、災害警戒本部は、次の基準によって2段階（配備体制Ⅰ・配備体制Ⅱ）に分け、当初は参集人員が少ない配備体制Ⅰで設置し、被害調査、気象予報等から人員が必要となる場合は配備体制Ⅱに移行するものとする。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

##### (1) 設置基準

各配備体制において、次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

配備体制Ⅰ	配備体制Ⅱ
ア 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル2）が発表されたとき	ア 火口周辺警報（那須岳噴火警戒レベル3）が発表されたとき
イ 火口周辺警報（高原山火口周辺危険）が発表されたとき	イ 火口周辺警報（高原山入山危険）が発表されたとき

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は那須塩原市本庁舎に設置する。本庁舎に災害警戒本部を設置することができない場合又は別な場所に設置したほうがよい場合は、警戒本部長の指定する場所に設置する。また、配備体制Ⅱにおける災害警戒塩原現地本部は塩原支所に設置する。

##### (3) 災害警戒本部等の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部及び災害警戒現地本部は解散する。

- ア 火山災害の発生するおそれなくなったと警戒本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと警戒本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき（配備体制Ⅲへの移行）

#### 2 災害警戒本部・災害警戒現地本部の組織及び運営

災害警戒本部及び災害警戒現地本部の組織及び運営は、初動体制のとおりとする。

## 〈資料編 2－2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

### 3 災害警戒本部・災害警戒現地本部の業務

（災害警戒本部）

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関する事
- (2) 災害警戒現地本部に対する指示、調整等に関する事
- (3) 災害応急対策の実施に関する事
- (4) 災害対策本部の設置に関する事

（災害警戒現地本部）

災害警戒現地本部は、災害警戒本部の指示を受けながら次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関する事
- (2) 災害応急対策の実施に関する事
- (3) 災害警戒本部との連絡調整に関する事

### 4 代決者

警戒本部長不在時等の意思決定は、総務部総務課長が行い、警戒本部長、総務部総務課長がともに不在の場合は、総務部総務課長補佐が行う。

また、警戒現地本部長不在時等の意思決定は、支所総務担当課長が、警戒現地本部長、支所総務担当課長がともに不在の場合は支所総務担当課長補佐（支所総務担当課長補佐が配置されていない場合は、あらかじめ警戒現地本部長が指定するものとする）が行う。

## 第3 災害対策本部等の設置

### 1 災害対策本部等の設置、解散の時期等

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第23条及び「那須塩原市災害対策本部条例」（平成17年那須塩原市条例第19号）の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、市長は、必要に応じて支所に災害対策現地本部を設置することができる。

#### 〈資料編 2－29 那須塩原市災害対策本部条例〉

##### (1) 災害対策本部等の設置基準

市長は、次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 那須岳又は高原山が噴火した場合（微噴火を除く）
- イ 噴火警報（那須岳噴火警戒レベル4又は5、高原山居住地域嚴重警戒）が発表された場合
- ウ 県内に災害救助法による救助を実施する火山災害又はこれに準じる火山災害が発生した場合

##### (2) 設置場所

災害対策本部は、那須塩原市本庁舎内に設置する。本庁舎に災害対策本部を設置することができない場合又は別な場所に設置したほうがよい場合は、本部長（市長）が指定する場所に設置する。

##### (3) 災害対策現地本部の設置

(1)の基準により災害対策本部が設置されたとき、本部長（市長）は各支所に災害対策現地本部を置く。現地本部の責任者（現地本部長）は、支所長とする。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、火山災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（市長）が認めたとき解散する。

2 災害対策本部等の業務

災害対策本部及び災害対策現地本部の業務は、風水害等対策編第2章第1節第4の4に準じる。

3 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、市（総務部）は、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

機 関	NW-TEL	NTT-TEL
県危機管理課	88-500-2136	028(623)2136
那須地区消防本部	—	0287(28)5111
那須地区消防組合黒磯消防署	—	0287(62)0736
那須地区消防組合西那須野消防署	—	0287(36)2300
那須地区消防組合塩原分署	—	0287(32)2949
那須塩原警察署	88-681	0287(67)0110
大田原土木事務所	88-533-3022	0287(23)6611
陸上自衛隊第12特科隊第3中隊	88-702-05	028(653)1551
東京電力パワーグリッド栃木北支社	—	0287(55)2121
NTT東日本栃木支店	88-710-02	028(662)4256
大田原市危機管理課	88-610-331	0287(23)1115
那須町総務課	88-645-321	0287(72)6901
日光市総務課	88-607-1311	0288(21)5130
矢板市総務課	88-611-206	0287(43)1111
矢板土木事務所（ダム管理部）	88-534-225	0287(43)5224
宇都宮地方气象台	88-701-03	028(635)7260
日光砂防事務所	—	0288(54)1191

※NW-TEL … 栃木県防災行政ネットワークによる衛星回線通信による番号

4 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、那須塩原市災害対策本部条例及び那須塩原市災害応急対策計画初動体制の定めるところによる。

〈資料編2-2 那須塩原市災害応急対策計画初動体制〉

〈資料編2-29 那須塩原市災害対策本部条例〉

5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は、災害対策副本部長（副市長）が行い、本部長、副本部長がともに不在の場合は、総務部長が行う。

6 災害対策本部等設置時の各部等の事務分掌

災害対策本部等設置時の各部等の災害対策に係る事務分掌は、風水害等対策編第2章第1節第4の6に準じる。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

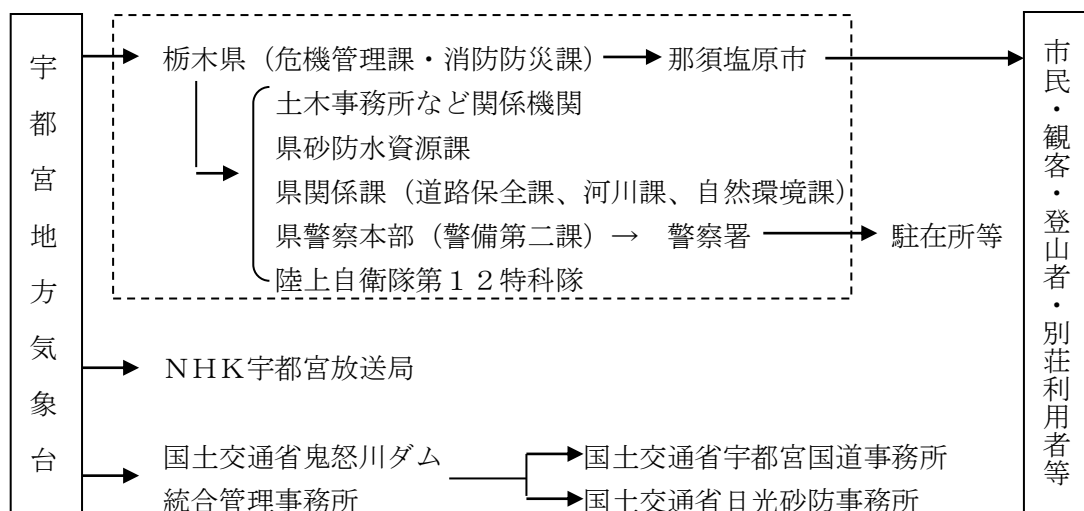
火山災害から地域住民の生命・身体・財産を保護するため県、関係機関と緊密な連携のもと迅速な火山情報の収集伝達体制整備に努める。

### 第1 火山現象に関する情報の収集・伝達体制

#### 1 情報の収集・伝達

市（総務部）は、県（県民生活部）から宇都宮地方気象台が発表した火山現象に関する予報及び警報等の発表があったときは、速やかに関係機関や市民、登山者等に伝達する。なお、市民、登山者等への周知方法は、風水害等対策編第1章第1.1節第2に準じる。

《気象台からの火山情報の伝達経路図》



※ 那須岳については、破線内の連絡は那須岳火山防災情報伝達系統図により行う。

〈資料編4-2 那須岳火山防災情報伝達系統図〉

#### 2 異常現象発見者の通報

(1) 次のような異常現象を発見した者は、市（総務部）、県警察又は消防署に通報する。また、可能であれば、併せて宇都宮地方気象台にも通報する。

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化

イ 火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発

ウ 火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化

エ 噴気孔の新生拡大や移動、噴気、噴煙の量、色、温度、昇華物等の顕著な異常変化

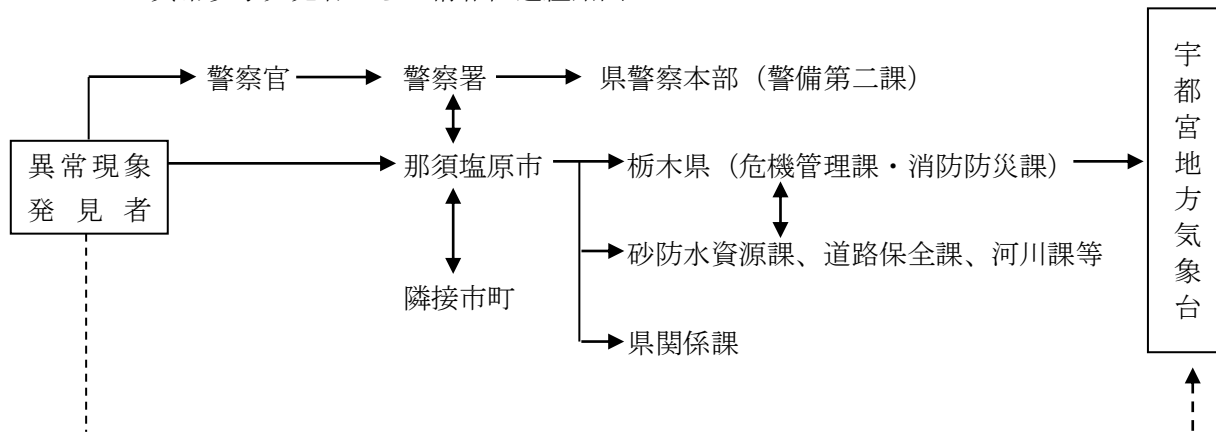
オ 火山地域での湧泉の新生、枯渇、量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等顕著な変化

カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大や移動、草木の立ち枯れ等

キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

(2) 異常現象発見者から通報を受けた市（総務部）又は警察官は、その内容を次の連絡系統により速やかに関係機関へ連絡する。

《異常現象発見者からの情報伝達経路図》



### 3 災害情報の収集・伝達

#### (1) 災害情報の収集・伝達

ア 市（総務部）、県（県民生活部）、地元警察署は、宇都宮地方気象台から噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときや異常現象発見者からの通報を受けたときは、必要に応じ、相互に連携して災害情報の収集に努め、その情報を関係機関に連絡する。

##### ㊦ 市、警察署の情報収集

- a 地域住民からの情報収集
- b 職員の巡回

##### ㊧ 県の情報収集

- a 県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる情報収集
- b 県出先機関からの情報収集

イ 市（総務部）は、火山災害により市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する規制を実施したとき又は被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を県に報告する。

〈資料編2-30 栃木県火災・災害等即報要領〉

〈資料編2-31 即報基準一覧〉

#### (2) 災害情報の広報

市（総務部・企画部）は、噴火警報（レベル4～5）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）の伝達を受けたときは、広報活動を行い、地域住民、観光客、登山者等に対する周知に努める。

## 第2 火山災害に関する通信確保対策

火山現象に関する予報及び警報が発表された場合や火山災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編第2章第2節第5、第6に準じる。

## 第3節 二次災害防止活動

火山の噴火に伴い降灰等のあった地域における土石流等による二次的な災害を防ぐため、警戒・避難体制を確立する。

### 第1 土砂災害等の防止

#### 1 土砂災害の防止

##### (1) 点検・応急措置の実施

市（建設部・各支所）、県（県土整備部）、消防機関等関係機関は、火山噴火に伴い降灰等のあった地域において火山性地震、土石流、火山泥流等による二次災害の発生防止のため、火山噴火緊急減災対策砂防計画等に基づき国土交通省等の関係機関と連携して、各機関の管理施設や災害危険箇所等の点検を実施して安全の確保に努めるとともに、許可工作物等の管理者に対して施設の点検報告を求める。

なお、二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設構造物の設置等の応急措置を行う。

##### (2) 避難対策

二次災害の発生が予想される場合、市（総務部・各支所）は、県（県土整備部）、消防機関等関係機関と連携して、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告又は指示を行う。

#### 2 水害の防止

火山災害発生時における水害の防止対策は、風水害等対策編第2章第19節第3に定めるところに準じて実施する。

#### 3 火山防災マップの活用

市（総務部・建設部）及び消防本部等は、火山噴火に伴う土砂災害等の防止に当たり、那須岳火山防災マップを活用するものとする。

火山噴火時の降灰による土石流発生のおそれがある場合は、国土交通省が土砂災害防止法に基づき緊急調査を実施し、土石流の危険範囲等について市に提供し、住民に周知を行う。

〈資料編4-3 那須岳火山防災マップ〉

### 第2 建築物・構造物の二次災害防止

#### 1 施設、災害危険箇所の点検の実施

市（建設部）は、火山性地震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、火山性地震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 2 二次災害の防止

市（建設部）は、建築物等の点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施した上で使用を制限し、二次災害の防止に努める。

### 第3 火山災害時の社会秩序の維持

市（生活環境部）は、警察署が行う被災地やその周辺におけるパトロールや生活の安全に関する情

報の提供に協力し、速やかな安全確保に努める。特に、避難勧告又は指示が発令されている区域若しくは警戒区域等において、住民が避難しているなどのために無人となっている家屋に係る窃盗事犯や、災害に便乗した悪質商法、廃棄物の不法投棄等の防止に努める。



## 第4節 災害救助法の適用

火山災害において甚大な被害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県は災害救助法を適用し、市と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

### 第1 災害救助法の適用

火山災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用については、本節に定めるものの他、風水害等対策編第2章第5節に定めるところにより行う。

### 第2 災害救助法の適用基準

県（県民生活部）は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めるとき、市町を単位に災害救助法を適用し救助を実施する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町村別災害救助法適用基準一覧表（風水害等対策編第2章第5節参照。以下本節において同じ。）に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 当該市町において住家が滅失した世帯数が市町別災害救助法適用基準一覧表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
  - ア 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること（被害世帯を含む被害地域が、もともと交通の便が悪いとか、火山災害により交通が途絶状態になるなどしてヘリコプターによる救助が必要となり、地元市町の救護活動のみによっては被災者の保護に万全を期すことができないと判断されるような場合が想定される。）。
    - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火は、他の災害と異なり、一般の職員や施設・設備によっては救助を実施することは困難で、救助のための特殊の技術を必要とする場合が想定される。）。

#### 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が避難指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合が想定される。）。
  - (2) 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること（火山噴火、有毒ガスの発生等のため、多数の住民が危険にさらされている場合が想定される。）。

## 第5節 避難対策

火山災害による人的被害を軽減するため、防災関係機関と連携して、避難行動要支援者への配慮をしながら適切な避難誘導を行うとともに、避難所での生活支援を行う。

### 第1 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

#### 1 避難の準備

市（総務部）は、火口周辺警報（レベル3）若しくは火口周辺警報（入山危険）が発表され、居住地の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域における通常の住民生活は可能であるものの、特に避難行動要支援者に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

また、噴火警報（レベル4）若しくは噴火警報（居住地域嚴重警戒）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると認めるときは、警戒が必要な居住地域における避難準備及び避難行動要支援者の避難を呼びかけるものとする。

#### 2 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

避難の勧告、指示及び警戒区域の設定については、本節に定める他、風水害等対策編第2章第6節を準用する。

なお、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、噴火警報等に対応した入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定を行うものとする。

#### 3 避難の勧告等の基準

火山災害に係る災害対策基本法に基づく避難の勧告及び指示は、次の場合に、必要な範囲の住民、登山者、滞在者その他の者に対して、危険の切迫する前に十分な余裕をもって行うものとする。

なお、県（県民生活部）は、学識経験者等専門家との密接な連携のもとに、必要に応じ市（総務部）に対して助言を行うものとする。

- (1) 噴火警報（レベル4～5）、噴火警報（居住地域嚴重警戒）又は火口周辺警報（レベル3）、火口周辺警報（入山危険）等が発表され、避難を要すると認められるとき
- (2) 関係機関から火山災害に関する通報があり、避難を要すると認められるとき
- (3) 地すべり、土砂崩れ等による被害の危険が切迫していると認められるとき
- (4) 火災が発生し、延焼の危険があると認められるとき
- (5) 避難路を断たれる危険があるとき
- (6) 噴火が発生し、再噴火による被害のおそれがあるとき
- (7) 酸素が欠乏し、又は、有毒ガス等が大量に流出し、人的被害のおそれがあるとき
- (8) その他特に必要があると認められるとき

#### 4 登山の規制等の実施

市（産業観光部）、県（環境森林部）、国（環境省）その他関係機関は、避難の勧告、指示等に準じて、必要に応じ登山の規制措置を行うものとする。

〈資料編4-4 那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画〉

### 第2 避難誘導

#### 1 住民への周知

市（総務部）は、避難の勧告、指示を実施したときは、住民に対して最も迅速で確実、効果的にそ

の内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、要介護者、外国人等の避難行動要支援者に対しては、自主防災組織及び地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避などの安全確保措置を講ずべきことに留意するものとする。

- (1) 市防災行政無線（同報系）による伝達
- (2) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) 報道機関の協力によるテレビ、ラジオ等を活用した伝達
- (6) 緊急速報メール、みるメール、市ホームページによる伝達

## 2 観光客、滞在者等への周知

市（総務部・産業観光部）は、避難の勧告、指示を実施したときは、住民に周知を図ると同様に、観光客、登山者、別荘利用者等に対しても周知徹底に努めるものとする。

## 3 避難経路

市（総務部）は、火山防災マップや噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で、市の地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

住民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急退避・緊急下山）についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前の周知を図るものとする。

## 4 避難の誘導

### (1) 住民・滞在者の誘導

市（総務部）その他の避難指示等実施機関（県、警察、消防機関、自衛隊）は、住民が安全、迅速に避難できるよう自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。特に、避難行動要支援者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織等の協力を得てあらかじめ支援者を定めて避難させるなど速やかな避難が実施できるよう対策を行う。滞在者に対しても、避難が確実に行われるよう誘導について配慮するものとする。

また、遠距離の避難先への避難を勧告又は指示したときは、バスを手配するなど、集団避難に配慮するものとする。

### (2) 集客施設における誘導

市（産業観光部・各支所）は、ホテル等の集客施設の管理者に対して、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するよう指導する。

## 5 避難者情報の収集

市（各部等）は、住民・滞在者に対し避難の誘導を実施したときは、避難者名簿を作成するなど、関係機関と連携して避難者名等の情報収集を行うものとする。特に滞在者については、登山届や宿泊

者名簿、旅行者名簿、救助者名簿等との照合も併せて行うものとする。

### 第3 避難施設

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市（総務部）は、火山災害が発生した際に、住民が災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間避難生活を送るための指定避難所とをそれぞれ指定しておく。

〈資料編2-21 指定避難所一覧表〉

#### 2 避難所の開設

- (1) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所）は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。
- (2) 市（保健福祉部・子ども未来部・教育委員会事務局教育部・各支所）は、災害の状況に応じあらかじめ指定する施設において、避難所の速やかな開設に努める。避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から住民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置するものとする。
- (3) 避難所の開設に当たっては、居住性の確保や生活関連物資の配布など避難者の良好な生活環境の整備に努めるとともに、避難行動要支援者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に収容する。
- (4) 市（総務部・各支所）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (5) 市（総務部）は、避難所を開設した場合は、県防災行政ネットワーク等によりただちに次の事項を県（県民生活部）に報告する。
  - ア 避難所開設の日時、場所
  - イ 収容人員
  - ウ 開設期間の見込み
  - エ その他必要事項

〈資料編2-52 那須塩原市避難所運営マニュアル〉

### 第4 応急仮設住宅等

市（建設部）及び県（県土整備部）は、被災者の避難生活が中長期化すると認められる場合は、風水害等対策編第2章第17節に準じ、公営住宅のあっせんや応急仮設住宅の整備に努める。

### 第5 避難行動要支援者への生活支援

県及び市は、風水害等対策編第2章第6節第5に準じ、避難行動要支援者への生活支援を行う。

## 第6節 救急・救助、医療及び消火活動

市民の生命・身体の安全を守るため、被災者の救急・救助活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を実施する。また、火山災害に伴う火災について消火活動を実施する。

### 第1 救急・救助活動

火山災害に係る救急・救助活動については、風水害等対策編第2章第8節に定めるところに準じて行うものとし、火山災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動及び負傷者の保護を行う。

また、消防機関その他の防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切な救急・救助活動を安全管理に主眼を置き実施する。

なお、火山災害の特殊性から、救急・救助活動における救助部隊の活動基準を「山岳救助活動時における消防機関の救助活動マニュアル（平成28年3月消防庁作成）」を参考に以下の項目について関係機関と協議の上、定めることとする。

- (1) 天候や火山の状態に応じた活動（中止）基準
- (2) 再噴火に対する避難方法
- (3) 必要な資機材及び救出方法

### 第2 医療救護活動

火山災害に係る医療救護活動については、風水害等対策編第2章第9節に定めるところに準じて行う。

### 第3 消火活動

火山災害に係る消火活動については、火災対策編第2章第4節に定めるところに準じて行う。

### 第4 要救助者及び被災者情報の収集

#### (1) 要救助者情報

市（各部等）は、住民、滞在者に対し救急・救助活動を実施したときは、要救助者名簿を作成するなど、要救助者名等の情報収集を行う。

#### (2) 被災者情報

市（各部等）は、住民の安否確認や要救助者情報等に基づき、行方不明者など被災者情報の把握に努めるものとする。特に滞在者の安否確認については、登山届や宿泊者名簿、旅行者名簿、避難者名簿等との照合などの方法により行うものとする。また、これらの被災者情報について県及び他市町村、関係機関との情報共有に努めるものとする。

### 第5 市域を超えた救急・救助活動

市（各部等）は、本節に掲げる活動に当たり市域を超えた救助が必要と判断した場合は、震災対策編第2章第7節及び第8節に定めるところに準じ、市、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等が連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

## 第7節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実に、迅速に輸送するため、関係機関と連携して火山災害の各段階に応じ緊急輸送対策を実施する。

### 第1 実施体制

自力で避難ができない被災者の輸送は、原則として市（生活環境部）が行うものとするが、市のみでは被災者の輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

なお、火山災害時の緊急輸送活動については、風水害等対策編第2章第10節に準じるほか、本節に定めるところにより行う。

### 第2 交通路の確保

市（生活環境部・総務部・建設部・各支所）及び消防団は、警察署が行う次の交通路確保対策に協力する。

#### (1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

#### (2) 交通規制の実施

##### ア 火山災害の発生が予想される時

ハザードマップ等により危険が予想される区域への一般車両の進入を制限するとともに、同区域からの迅速・円滑な避難に配慮する。また、市外からの車両等の流入を制限するため、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### イ 火山災害が発生したとき

前号に記載の事項に加え、応急対策のための緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。特に、被災直後における被災者の救助等に係る車両の通行を最優先とする。

また、火山活動の拡大の状況に応じ、ハザードマップ等により危険が予想される区域への進入を制限する。併せて積雪の状況により、融雪型火山泥流危険区域への進入制限を検討する。

なお、規制区域が、高速道路、国道等物流の基幹となる道路に係る場合は、迂回路の設定に特に配慮するものとする。

〈資料編4-3 那須岳火山防災マップ〉

### 第3 市の対応

(1) 市（生活環境部）は、集団避難のために乗合自動車等を使用する場合、警察署と緊密に連絡をとり、迅速かつ円滑な避難に努めるものとする。

(2) 市（総務部・企画部）は、消防団、自主防災組織等と連携し、住民、滞在者等に対し、交通規制に関する情報の広報に努め、協力を求めるものとする。

## 第8節 降灰等対策

被災住民の生活の確保のため、県その他関係機関と連携して、火山灰等の障害物対策を実施する。

### 第1 農林水産業対策

#### 1 実施体制

市（産業観光部）は、県（環境森林部・農政部）、農業協同組合等関係機関と連携して、農林水産業に関する降灰対策を実施する。

#### 2 農林水産業降灰対策

市（産業観光部）は、県（環境森林部・農政部）と連携して、降灰による被害状況の把握に努めるとともに、おおむね次の事項について栽培・管理技術の指導を行い、被害の拡大防止に努める。

- (1) 病害の発生防止のための薬剤散布を行うこと。
- (2) 火山灰が付着している水田は深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努めること。
- (3) 果樹は散水して火山灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行うこと。
- (4) 野菜及び花きは散水、水洗いを行い火山灰の除去を図ること。
- (5) 水産物養殖場に流入した火山灰はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐこと。
- (6) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、火山灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにすること。  
刈取期にある飼料作物は、可能な限り降雨等によって火山灰が除去されてから、高刈り等により土や火山灰が混入しないように収穫すること。
- (7) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めること。
- (8) 倒木や損傷した木材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除の徹底に努めること。

### 第2 宅地等の降灰対策

#### 1 火山灰の除去

市（総務部）は、市民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。  
なお、家屋等に積もった火山灰等の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、避難行動要支援者の世帯等における火山灰の除去作業等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して協力を呼びかける。

#### 2 集積場所の確保

市（生活環境部）は、適当な場所に市民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。

## 第9節 施設・設備の応急対策

火山災害発生時に、関係機関と連携して公共施設の応急対策を迅速に行う。

### 第1 公共施設

#### (1) 市道路における火山灰等の除去

市（建設部）は、巡視の結果をもとに、市道路に係る火山灰、土砂、噴石等の障害物を、関係機関と連絡を密にし、安全を確認の上除去する。

除去した障害物の集積場所は、二次災害の原因にならないような場所を選定して確保するものとする。

#### (2) 被災施設の応急復旧

市（建設部）は、市道路の路面の陥没、亀裂等の損傷及び溶岩流、融雪型火山泥流による埋没箇所について、関係機関と連絡を密にし、安全を確認しながら復旧作業を実施する。

また、市（各部等）は、自らが管理する施設の点検を実施し、破損箇所等が確認された場合は、速やかな応急復旧に努める。

### 第2 ライフライン施設

火山災害が発生した場合のライフライン施設の応急対策は、風水害等対策編第2章第19節第2に準じて行う。



## 第 1 0 節 広報活動

火山災害時に、事実とは異なる情報等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、広報活動を行う。

### 第 1 被災者への広報

#### 1 広報の内容

火山災害時に、市（企画部・総務部）は、被災者に対して、おおむね次のような情報について正確かつきめ細やかに広報する。

- (1) 火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 避難勧告・指示に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者生活再建支援に関する事項
- (11) 復旧・復興計画に関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) その他必要な事項

#### 2 広報の方法

市（企画部・総務部）及び県（県民生活部）は、情報の公表及び広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

また、市（保健福祉部・企画部）及び県（県民生活部・保健福祉部・産業観光労働部）は、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に配慮した広報を行うものとする。

なお、本節に定めるほか、広報活動の実施に関する詳細はマニュアルに定めるものとする。

### 第 2 市民への広報

市（企画部・総務部）は、市民に対しおおむね次のような情報を積極的に伝達するものとする。

なお、広報に当たっては、県（県民生活部）を通じて、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

- (1) 火山活動の状況
- (2) 被害の状況
- (3) 交通施設等の復旧状況
- (4) 復旧・復興計画
- (5) 義援物資、義援金の取扱い等

# 第3章

## 復旧・復興

## 第3章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

#### 第1 基本方向の決定

##### (1) 実施体制

市（各部等）は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、火山活動が継続中の場合も、火山活動や被災状況を総合的に勘案して、必要と認めたときは復旧復興の段階に移行し、又は応急対策と並行して復旧復興活動を実施する。

##### (2) 市民との協働

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、市民協働により計画的に行うものとする。

##### (3) 国等職員の派遣要請

市（各部等）は、復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県及び他の地方公共団体等に職員の派遣等の協力を求めるものとする。

#### 第2 公共施設等の迅速な原状復旧

市（各部等）は、県その他関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の迅速な復旧に当たるものとする。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 降灰や地盤の緩み等により土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関に対しては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するよう指導すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、復旧作業を行う事業者が適正に処理するよう指導すること。
- (6) 火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の整備を行うこと。
- (7) 火山災害の状況に応じ、融雪型火山泥流、土石流対策等適切な安全確保策を講ずること。
- (8) 火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅等及び仮設校舎等の建設に努めること。

#### 第3 計画的復興の推進

##### 1 復興計画の作成

大規模な火山災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合においては、被災

地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるが、これを可及的速やかに実施するため、市（各部等）及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

## 2 復興計画策定上の留意事項

復興計画の策定に当たっては、風水害等対策編第3章第1節に定める他、次の点に留意する。

- (1) 必要に応じ、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、災害発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めること。
- (2) 火山活動が継続中の場合、避難対策・安全確保対策について配慮すること。
- (3) 火山が形成する雄大な自然景観や自然現象を活用することを念頭に保全する等、市民と火山との共生に配慮すること。

## 第2節 民生の安定化及び公共施設等復旧対策

火山災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。また、公共施設の早期復旧を図るため、県及び防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、可能な限り速やかに復旧事業を実施する。

### 第1 民生の安定化

火山災害に係る復旧事業における民生の安定化対策については、風水害等対策編第3章第2節に定めるもののほか、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下本節において「活火山法」という。）に基づく降灰防除地域の指定による事業等がある。

#### 1 降灰防除地域の指定

降灰防除地域は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれのある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域について、活火山法第23条の規定により、内閣総理大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。

また、降灰防除地域内の下表のような事業については、国庫補助等の措置を受けることができる。

対 象 者	対 象 事 業 等	補 助 等 の 内 容
学校、保育所等教育施設、社会福祉施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	費用の3分の2以内の補助
病院等医療施設	降灰による支障を防止し、又は軽減するための施設の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるために必要な措置
中小企業者	降灰による支障を防止し、又は軽減するための事業経営上の施設又は設備の整備	整備に必要な長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるために必要な措置

#### 2 被害農林漁業者に対する資金の融通

市（産業観光部）は、活火山法第21条の規定により、避難施設緊急整備地域（本節第2参照）及びその周辺で火山の爆発により被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第2 公共施設等災害復旧対策

火山災害に係る公共施設等災害復旧対策については、風水害等対策編第3章第3節に定めるものの他、活火山法に基づく次のような事業がある。

#### 1 避難施設緊急整備地域の指定

避難施設緊急整備地域は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれがあり、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域で、活火山法第13条により内閣総理大臣が中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴いて指定するものである。

#### 2 避難施設緊急整備計画の実施

(1) 避難施設緊急整備計画の作成、実施

県は、避難施設緊急整備地域の指定を受けたときは、避難施設緊急整備計画を作成し、次の事項について定める。

なお、同計画に基づく事業は、当該事業に関する法律の規定に従い国、県その他の者が実施するものとされているものを除き、市（建設部・教育委員会事務局教育部・総務部）が実施する。

- ア 道路の整備に関する事項
- イ 広場の整備に関する事項
- ウ 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- エ 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- オ その他政令で定める事項

(2) 補助等

ア 補助金の交付

国は、同計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置をとる。

イ 起債の特例

同計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき必要とする経費については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債をもってその財源とすることができる。

### 3 防災営農施設整備計画の実施

(1) 防災営農施設整備計画等の作成

県は、活火山法第19条の規定により、避難施設緊急整備区域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画（防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画等）を作成する。

なお、計画の作成に当たっては、あらかじめ市（産業観光部）、関係農林漁業団体の意見を聴き、農林水産大臣に報告する。

(2) 補助等

国は、同計画に基づく事業が円滑に実施されるよう補助等の措置をとる。